長崎県有機農業推進計画

平成２２年７月

目　　次

Ⅰ　本県有機農業推進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　本県有機農業の現状と課題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　1　有機農業による生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　2　有機農産物の流通・販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　3　有機農業に対する消費者の理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅲ　有機農業を推進するための基本的な考え方について・・・・・・・・・・・6
　1　推進理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　2　推進方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅳ　有機農業推進に関する重点目標について・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1　生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　2　流通・販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　3　県民の理解や関心の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅴ　有機農業推進のための施策の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　1　生産対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　2　流通・販売対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　3　県民の理解や関心の増進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅵ　有機農業の推進体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　1　県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　2　有機農業者、その他関係団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・10
　3　市町、農業団体等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

（参考資料）
　1　青年農業者・認定農業者の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　2　市場関係者の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　3　量販店の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　4　消費者の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　5　有機農業推進に向けた当面の県施策・・・・・・・・・・・・・・・・20
　6　有機農産物の日本農林規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅰ　本県有機農業推進計画の策定について

近年、地球温暖化など地球規模での環境問題が課題となる中、県民の環境問題に対する関心は年々高まっています。また、最近の輸入食品における農薬の残留違反や異物の混入などにより、消費者からは高品質で安定的な農産物の生産に加え、安全性において、より安心感を持つことができる農産物生産が強く求められています。

このため、県では、「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」や「長崎県農政ビジョン後期計画」に沿って、安全・安心な農産物を安定的に生産し、供給するために、農薬・肥料の適正使用、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進等を図ることにより、人の健康と環境への負荷を少なくした「人と環境にやさしい農業」を推進しています。

化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする有機農業（※１）については、本県における取組は未だ少ない状況にありますが、「人と環境にやさしい農業」（※２）と方向性を同じくするものであり、農業のもつ物質循環機能や環境保全機能の向上にも寄与し、加えて自然と共生した農業であることから、今後、本県においても積極的に推進していく必要があります。

このような中、平成１８年１２月、「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）」が制定され、これに基づき、平成１９年４月、農林水産大臣は「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を定めました。

この「長崎県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）は、「有機農業推進法」並びに「基本方針」に即し、本県における有機農業を推進するために必要な基本的な考え方や、具体的な施策の展開方向等を示したものです。

なお、この推進計画は、おおむね５年間を対象に策定していますが、今後、本県の食と農を巡る諸情勢等の変化も考えられることから、毎年度、有機農業の進捗状況を検証するとともに、必要に応じて適宜見直すものとします。

「有機農業推進法」でいう有機農業は、有機農産物の日本農林規格（以下「有機ＪＡＳ規格」という。）に定める有機農産物（※３）の生産方式よりも広い概念であり、本県においても、その趣旨を踏まえ、有機ＪＡＳ規格のものだけに限定せず、幅広く捉えて推進するものとします。（図１）

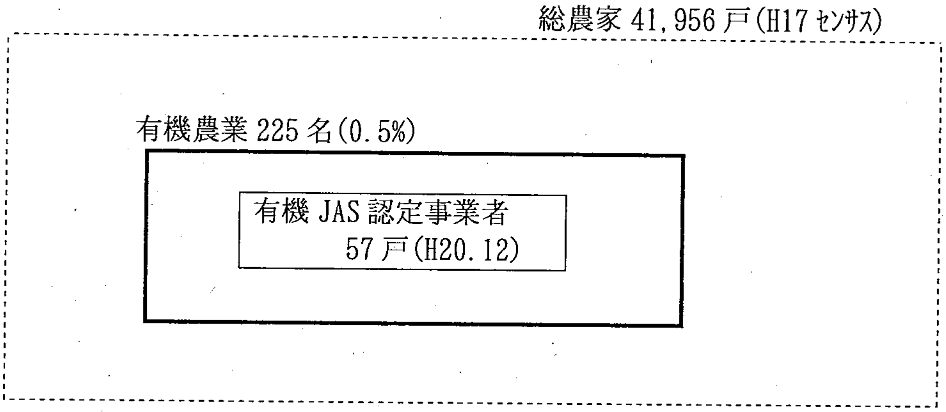

図１　有機農業と有機 JAS との関係

なお、この法律に基づく有機農業の推進は、有機農業への新たな取り組みを後押しするものであり、将来的には有機ＪＡＳ規格による有機農産物の裾野拡大にも寄与するものとなります。

※１　有機農業の定義
「有機農業推進法」に示すとおり、有機ＪＡＳ規格により認証を受けたものにとどまらず、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこと」を基本とした生産方式により生産された農産物も同様に評価して推進していきます。

※２　人と環境にやさしい農業とは
安全・安心な農産物を安定的に生産し、及び供給するために、農薬・肥料の適正使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進等を図ることにより、人の健康と環境への負荷を少なくした持続性の高い農業をいいます。
（「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」から抜粋）

※３　有機農産物とは
日本農林規格（有機ＪＡＳ規格）に基づいて生産されたものであり、登録認定機関から、生産者や生産方法について認定を受けた農産物を「有機農産物」と表示ができます。

Ⅱ　本県有機農業の現状と課題について

1　有機農業による生産

1）現状

本県における有機農業は、島原半島地域を中心に県内各地域で行われており、有機農業（※１）に取り組んでいる農業者は２２５名、作付面積は７７ｈａであり、それぞれ県全体の０．５％、０．２％となっています。（表１）

表１　有機農業の取組状況

	有機農業(注１)	県 全 体(注２)	県全体に占める割合
農 家 数	２２５名	４１，９５６戸	０．５％
作付面積	７７ｈａ	３５，００２ｈａ	０．２％

注１：農業経営課調べ（平成２０年度）
注２：農林業センサス（平成１７年度）

また、有機農業により栽培されている作物は、野菜類が最も多く、次いで茶、水稲・果樹の順となっています。（表２）

表２　有機農業により栽培されている作物の状況

野　菜　類	にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、キャベツ、だいこん、かぼちゃ、モロヘイヤ、みずな、はくさい、ブロッコリー、カリフラワー、レタス、かぶ、そらまめ、いんげん、トマト、にんにく、しょうが　など

注：その他の品目：水稲、みかん、茶　　農業経営課調べ

有機農業は、一般的に、慣行栽培等と比べて、除草等、人力での作業に多くの労力が必要であり、気象変動により年によっては大きな減収になるリスクがあることから、必ずしも容易な栽培ではありません。また、学術的・公的技術の蓄積に乏しいのが現状です。

有機農業は化学肥料や化学合成農薬にたよらない農法であり、慣行と比べ多くの労力が必要とされ、経営面積や栽培品目が限定されます。

このような状況にありますが、本県の有機農業者を対象とした聞き取り調査では、基本的なところでは「たい肥等による土づくり」に専念し、環境の変化等に適応した「品種の選定」、連作障害を防止するための「輪作」の実施、「病害虫の発生」に配慮した作型や作付時期、栽植密度に留意するなど様々

な工夫がなされています。

また、「育苗床の太陽熱消毒」、「黒マルチによる除草」、「生物農薬の使用」など生産技術の面でも工夫が見られます。

2）課題

有機農業は複雑な自然生態系に支えられている面が多く、土壌や気象条件等からの受ける影響が多く、慣行の農業技術の適用が困難であり、有機農業に適した新しい技術の確立が必要であります。

有機農業に取り組む者は、栽培技術や販売先の開拓等について独自の取り組みにより行われており、また、生産者数も少なく、生産者の組織化が遅れていることから、経営の安定化が不可欠です。

有機農業が経営として成り立つよう、「商品化率向上など生産の安定」、「生産に見合った価格の確保」、「出荷先販路の確保」などを克服するための技術・経営的な支援が重要な課題です。

2　有機農産物の流通・販売

1）現状

市場や量販店における有機農産物の取り扱いは、品目及び数量ともに少ない状況にあります。流通形態は有機農業者と消費者や消費者団体などが直接結びついた形態となっています。

出荷先については、有機農業者への聞き取りから、有機農業の取り組み当時は県内出荷が中心であったものも、最近は、県外に多く出荷されています。

2）課題

有機農産物は、消費者からの一定の購買ニーズがあり、また、市場や量販店においても、今後、取り扱ってみたい分野であることから、いかに取扱量を拡大していくかが課題です。

有機農産物に対する消費者の認知度はまだまだ低く、販売価格は一般農産物と比べて２割程度高い価格帯までが値頃感となっており、生産に見合った販売価格について、いかに消費者の理解を得ていくかが課題です。

流通においては、有機ＪＡＳ規格としての認証など産地証明が求められる場合が多く、有機農業者が安心して生産・販売できるよう、その努力が報われるような方法についても検討が求められています。

３　有機農業に対する消費者の理解の増進

１）現状

消費者の有機農業に対する理解度を把握するため、県内の消費者を対象にアンケート調査を実施した結果、有機農業へのイメージは、「環境にやさしい」、「健康によい」、「おいしい」というように非常に良いイメージになっています。（１８ページ、グラフ１３）

また、多くの消費者が、「有機農産物を購入している」と回答しているように、消費者の有機農産物への関心の高さや購買志向が伺えますが、実際に販売されている有機農産物の流通量は全国で０．１９％（Ｈ１９年度）などと非常に少ないことから見ると、有機農産物を正確に理解して購入されているか否かは、疑問に残る結果となりました。（１８ページ、グラフ１４）

２）課題

有機農業による農産物も含め、一般的に形や見栄えの良いものを好む傾向があります。

有機農業による農産物を作ることの難しさ、認知度を高めるために必要な消費者の啓発及び消費者に理解を求める人材の育成をいかに図っていくかが課題です。

自然循環機能の増進や生物多様性の保全機能並びに自然と共生した農業である有機農業について、広く県民の理解を深める取組の強化が必要です。

Ⅲ　有機農業を推進するための基本的な考え方について

1　推進理念

有機農業は、農業における環境負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全に資するものであり、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を確保し得るものであること、さらには、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要の増大や健康志向にも対応し得るものであることから、本県において積極的に推進している「人と環境にやさしい農業（環境保全型農業）」と方向性を同じくするものと考えています。

このため、県では、有機農業を、環境保全型農業推進の一翼を担うものとして位置づけ、農業者などの自主性を十分に尊重しながら推進するものとします。

2　推進方向

本県で有機農業を推進していくためには、県内の全ての農業者が意識して環境に配慮した農業生産に取り組むことが必要です。

そのためには、県内全体を環境保全型農業に転換していくこととし、その際には、環境負荷低減と生産コストの縮減を念頭に置いて、土づくりやＩＰＭ（※４）などの総合的な取組を促進する必要があります。

有機農業については、技術・経営的に可能な地域・作目において、農業者の自主性を尊重しながら生産拡大を図ることとします。有機農業につなげる取組として、土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬を極力減ずる持続性の高い農業生産方式による栽培や長崎県特別栽培農産物等についても併せて推進することとします。まず、第１段階として当初計画の５カ年間は、本格的な有機農業推進のための条件整備期間として、地域や行政、その他関係団体等が連携した推進体制整備や生産の規模にかかわらず有機農業の担い手の確保を進め、その後、第２段階として、有機農業の普及拡大を図り、有機ＪＡＳ認証の裾野拡大にもつなげていくものとします。

このような、県レベルでの生産の取組を消費者に広く紹介することにより、有機農業のおかれている現状、必要性、経営的に成り立つ価格のあり方等について県民の理解を得ることに努め、特に、県内のスーパーや直売所等の直販コーナーを有効活用した、できるだけ生産者の顔の見える流通形態を推進する等販売面での工夫を行うものとします。

また、有機農業に係る各種施策を展開することにより、農業者が有機農業に容易に取り組めるよう、さらに、消費者が有機農産物等を容易に入手でき、県内・外における有機農産物等の流通や販売が促進されるよう推進していくこととします。

有機農業を生産側と消費側とが一緒になって進めることにより、地域に広がる農業として認知され、有機農業に取り組む者が地域づくりに、より積極的な役割を期待されるような姿を目指すものとします。

※4　ＩＰＭ（総合的病害虫・雑草管理）
各種防除手段（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）を組み合わせて、病害虫や雑草を低密度に抑え、その状態を維持すること。

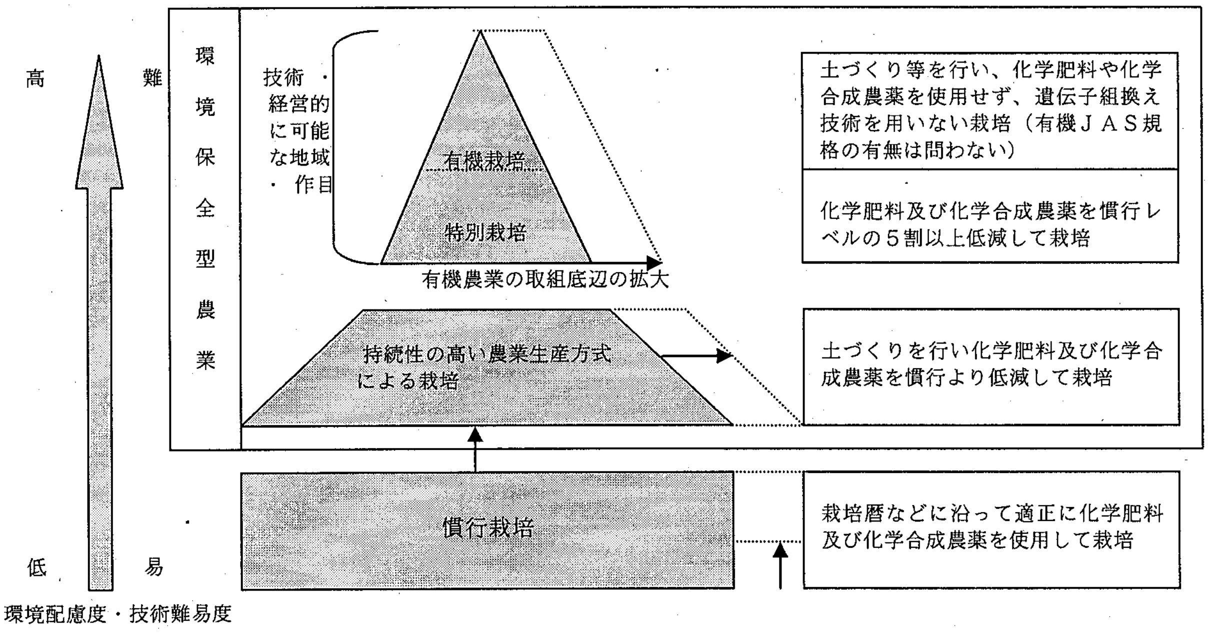

図２　環境保全型農業（人と環境にやさしい農業）の生産方式のイメージ図

Ⅳ　有機農業推進に関する重点目標について

1　生産

有機農業の抱える技術的な課題を克服するため、有機農業の指導者の養成や有機農業技術の開発・普及などの支援を行い、有機農業による農産物の生産拡大を目指します。

2　流通・販売

有機農業による農産物には一定の需要があり、また、有機農業に新たな取組意向の農業者もいることから、既存の流通チャネルの活用による流通先の確保、生産・流通対策としてのネットワークの構築、新規需要先の開拓、地産地消の推進など流通・販売の拡大を目指します。

3　県民の理解や関心の増進

有機農業への理解は十分とはいえないため、各種広報媒体等によるＰＲを進め、有機農業者ネットワークの設立・活動強化、市町段階における推進体制の整備を目指すとともに、消費者の有機農業に関する理解の増進に努めます。

表３　有機農業推進の重点目標

項　目	現状(H20)	目標		目標設定の考え方
		5年後	10年後	
有機栽培農家の割合（%）	0.5	1	2	先進EU15カ国の有機栽培農家2.1%並(2002年)
有機農業者ネットワークの樹立	0	1	1	生産・流通対策としてのネットワーク化
市町における有機農業の推進体制の整備（市町数）	2	11	21	平成23年度までに県内の50%で整備
有機農業の趣旨を理解している消費者の割合（%）	―	50	―	5年後50%以上を目標

なお、今後１０年後には、環境に対する意識の向上を図るため、販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者割合として５０％（現状：２５％程度）を目指します。

Ⅴ　有機農業推進のための施策の展開方向

1　生産対策

有機農業による農産物については、農業経営として成り立つよう安定的な品質や収量確保などに努めることが極めて重要であり、そのために必要な有機農業を指導する指導員の育成や技術の開発・普及などに努めます。

1）有機農業を指導する指導員の育成
2）有機農業担当等による支援体制の整備、必要な情報収集・提供、助言・指導
3）民間等で開発・実践されている技術情報の収集及びこれらの技術を適切に組み合わせ、有機農業者と一体となった研究機関等での技術の開発及び普及
4）有機農業研修講座の開催や実践的な技術習得を支援するための実証圃設置
5）特別栽培農産物、有機農産物の認証取得に係る支援
6）農地・水・環境保全向上対策を活用した面的拡大支援
7）共同利用機械や施設、土壌改良などに対する支援

2　流通・販売対策

有機農業による農産物が、県内はもとより県外にも流通が拡大し、消費者にも容易に手にすることができるようにすることが必要です。そのために必要な生産・流通対策としてのネットワークの構築、流通販売関係者との意見交換、学校給食や病院食での活用など流通の幅を広げていくよう努めます。

1）生産・流通対策としてのネットワーク組織化支援
2）既存の流通チャネルやネットカタログの活用、新規需要先の開拓等による特別栽培農産物、有機農産物の流通・販売の促進
3）流通販売関係者との意見交換の場の設定
4）学校給食や病院食など県内における食育や地産地消の促進

3　県民の理解や関心の増進対策

有機農業や有機農業による農産物については、消費者、農業者、販売業者、市場関係者、農業団体等がお互いに理解を深めることが大切であり、そのために必要な消費者に理解を求める人材の資質向上や各種媒体を活用した啓発等に努めます。

1）県のホームページや啓発チラシの配布など消費者の有機農業に対する理解を促進するための各種広報、有機農業セミナー開催
2）有機農産物等に対する消費者への理解・関心を増進するための、各種イベントやシンポジウムの開催
3）有機農業の指導や有機農産物の流通・消費に関わる人などを育成し、消費者に十分説明できる人材の育成

Ⅵ　有機農業の推進体制について

この推進計画を確実に実行していくためには、有機農業者を始め、消費者、近隣の行政機関、その他関係団体等と十分連携を図りながら生産、流通・消費の両面からお互いに有機農業に対する理解と関心を高めていくことが必要です。

1　県の役割

学識経験者、消費者（団体）、流通業者、有機農業者、農業団体等で構成する「長崎県循環型農業推進検討会（仮称）」を設置するともに、有機農業推進計画に沿った施策を推進します。

また、幅広い分野での情報交換により、有機農業者、消費者、その他関係団体等との連携促進に努めるとともに、有機農業に関する情報収集・発信、有機農業技術等の開発・普及に努めます。

2　有機農業者、その他関係団体の役割

有機農業等による農産物について、消費者、農業者、販売業者、市場関係者、農業団体等の理解と関心が増進されるよう、自らの情報提供や生産・販売体制の強化などの取組を進める必要があります。

また、経営力を向上させるため、お互いのネットワークの構築等を通じて有機農業に係る技術等の普及・平準化に努める必要があります。

3　市町、農業団体等の役割

地域協議会の設置及び運営や有機農業者と消費者等との交流会の開催を支援する等、地域段階における推進体制の整備が必要です。

（参考資料）

1　青年農業者・認定農業者の意識（回答数：２９名，８０名）

青年農業者や認定農業者を対象としたアンケート調査では、それぞれ３５%、３７%が「今後、有機農業に取り組みたい」と回答しています。（グラフ１，４）

また、現在、有機農業に取り組んでいない理由として「栽培管理が困難」、「有機農業の条件をクリアーできない」、「経営上、ほ場条件や気象条件の制約から取組が難しい」などとなっています。（グラフ２，５）

なお、有機農業が成立する条件としては、「再生産に見合う販売価格の確保」、「栽培技術の確立」、「販売先の確保」、「市場・消費者の理解増進」と回答しており、いずれも重要な項目となっています。（グラフ３，６）

グラフ　1

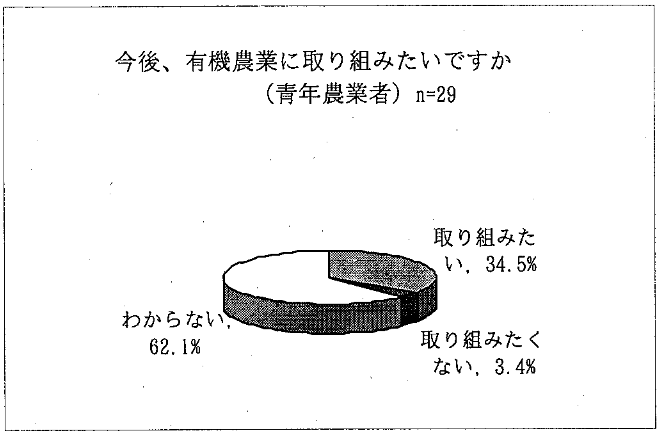

グラフ　2

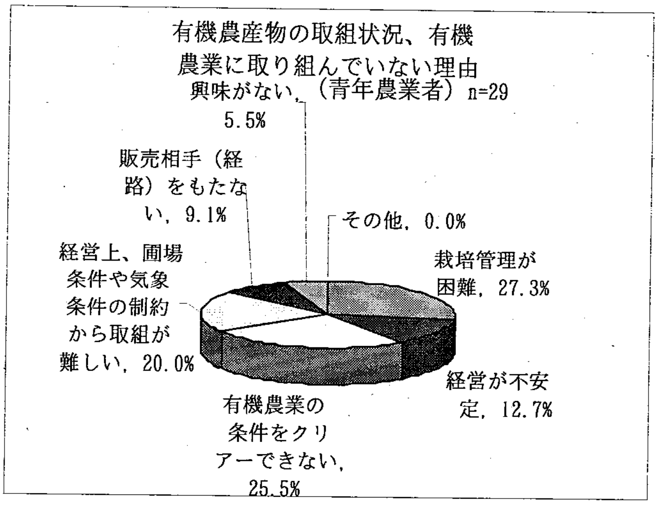

グラフ　3

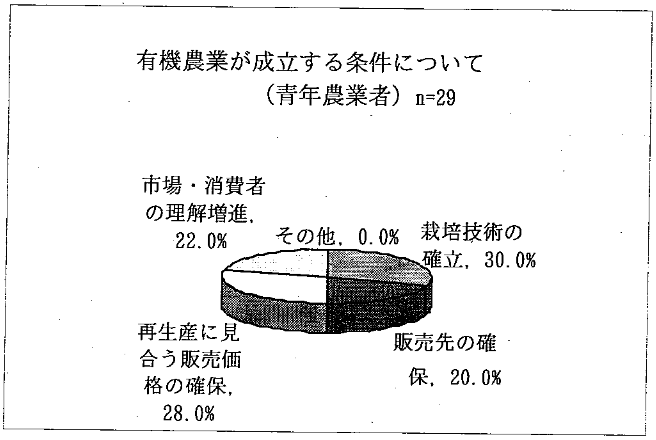

グラフ　4

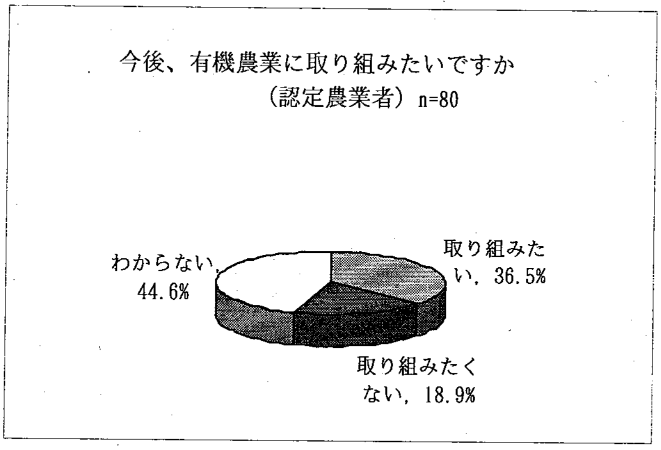

グラフ　5

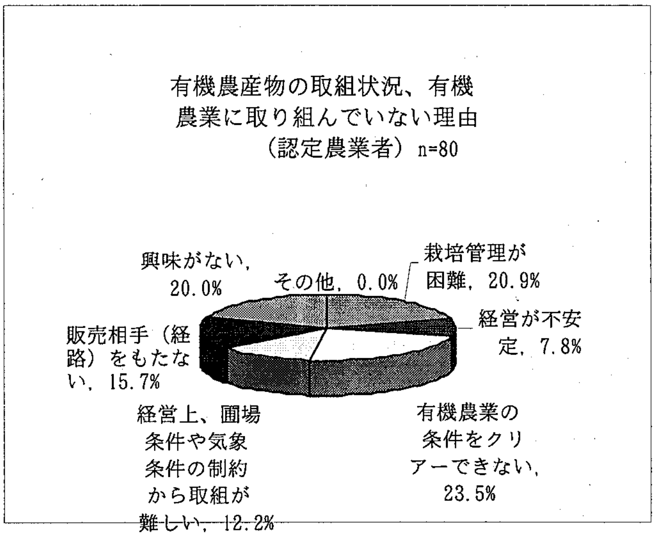

有機農産物の取組状況、有機
農業に取り組んでいない理由
（認定農業者）n=80
興味がない，
20.0%
その他，0.0%
栽培管理が
困難，20.9%
経営が不安
定，7.8%
販売相手（経
路）をもたな
い，15.7%
経営上、圃場
条件や気象
条件の制約
から取組が
難しい，12.2%
有機農業の
条件をクリ
アーできない，
23.5%

グラフ　6

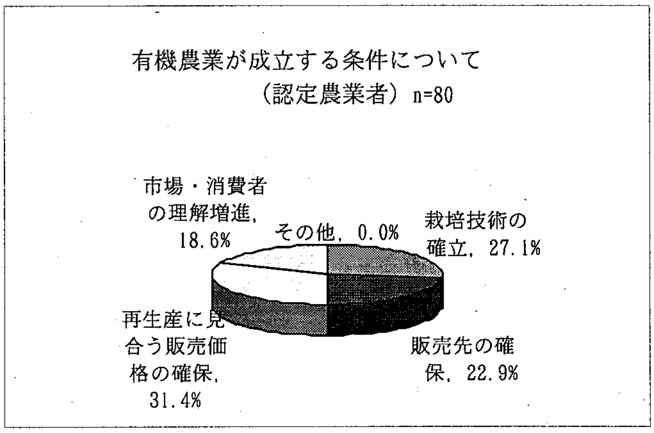

有機農業が成立する条件について
（認定農業者）n=80
市場・消費者
の理解増進，
18.6%
その他，0.0%
栽培技術の
確立，27.1%
再生産に見
合う販売価
格の確保，
31.4%
販売先の確
保，22.9%

2　市場関係者の意識（回答数：１５名）

県内の市場関係者を対象としたアンケート調査では、「有機農産物の取り扱い」は４０％にとどまっているものの、「今後、有機農産物を取り扱いたい」とした者は、７１％と非常に高くなっています。（グラフ７，８）

有機農産物を取り扱う条件としては、６７％が「年間を通じた安定した生産量の確保」、２５％が「品目数の確保」となっています。（グラフ９）

グラフ　７

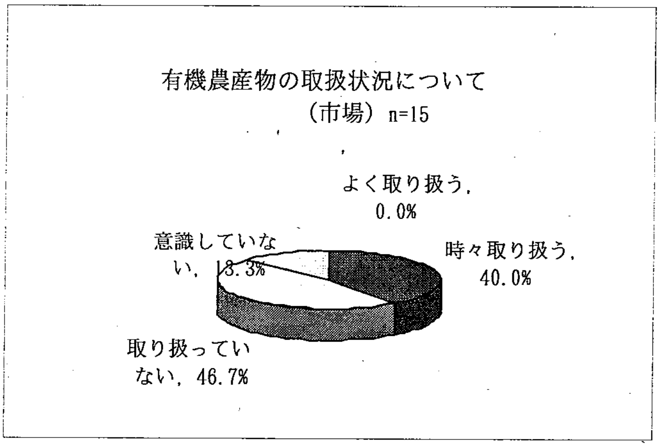

グラフ　８

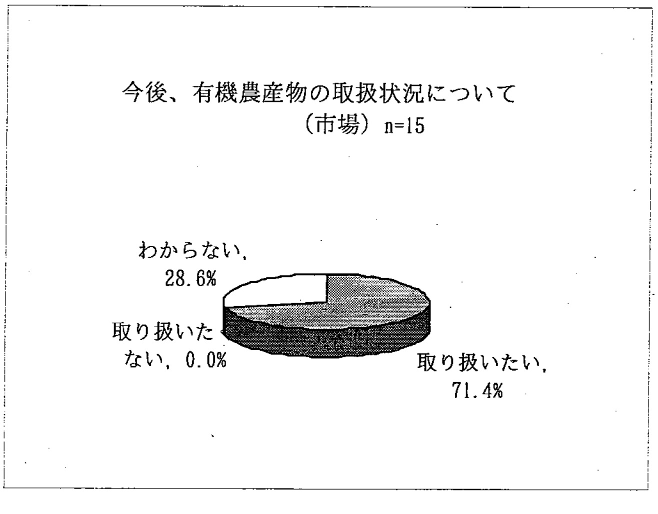

グラフ　9

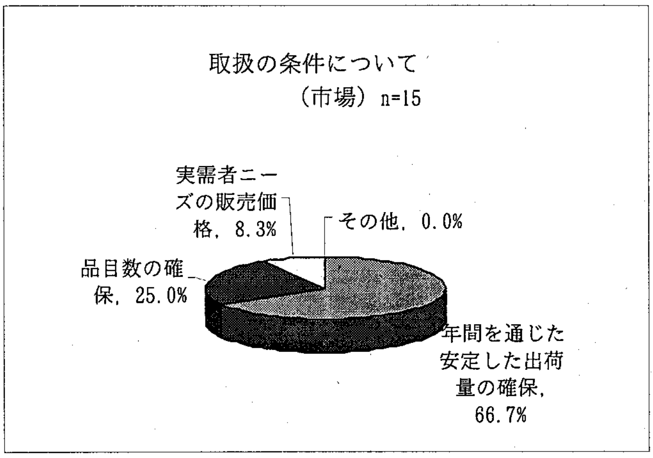
取扱の条件について
（市場）n=15
実需者ニーズの販売価格，8.3%
その他，0.0%
品目数の確保，25.0%
年間を通じた安定した出荷量の確保，66.7%

3　量販店の意識（回答数：１０店舗）

県内の量販店を対象としたアンケート調査では、９０％で有機農物の取り扱いがありました。しかしながら、実際に有機農産物の取り扱いのある店舗を数店舗見学してみると、取り扱い数量自体は非常に少ないのが現状でした。（グラフ１０）

有機農産物を取り扱う条件としては、「実需者ニーズの販売価格」、「年間を通じた安定した出荷量の確保」がそれぞれ４０％となっており、特に、販売価格については、一般農産物と比べ同等もしくは２割程度の高い価格を希望する声が聞かれました。（グラフ１２）

グラフ　１０

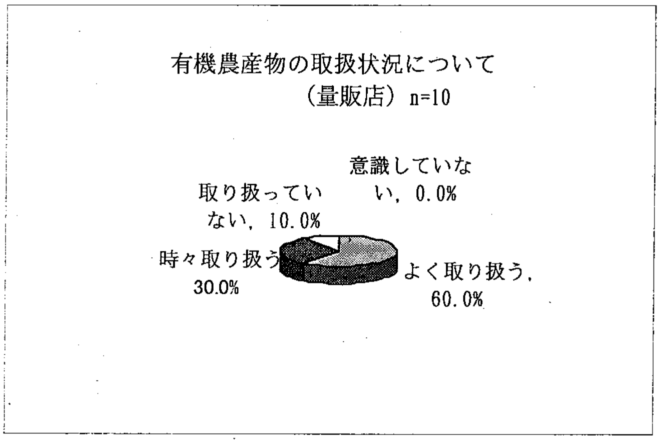

グラフ　１１

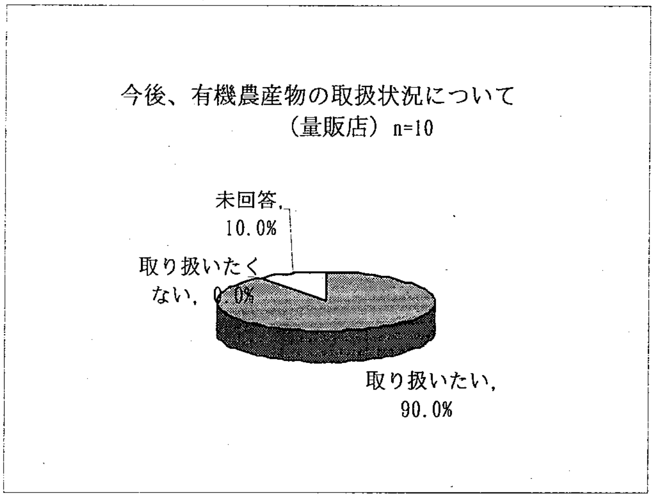

グラフ　１２

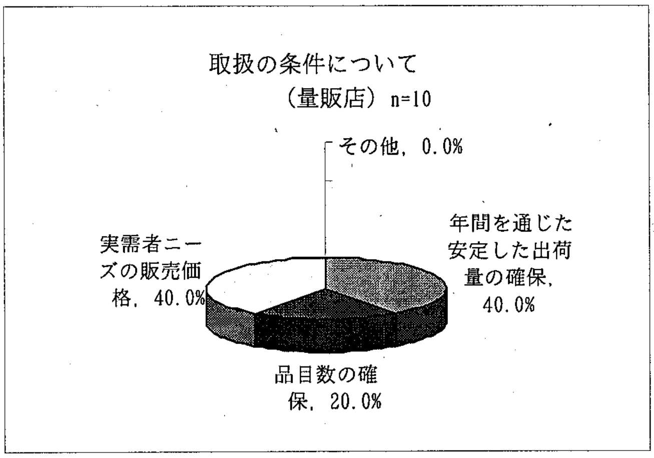

取扱の条件について
（量販店）n=10
その他，0.0%
年間を通じた安定した出荷量の確保，40.0%
実需者ニーズの販売価格，40.0%
品目数の確保，20.0%

4　消費者の意識（回答数：１，０００名）

消費者を対象としたアンケート調査では、９０％の人が「有機農産物を購入」していると回答しています。（グラフ１４）

さらに、購入している有機農産物の種類は、６５％と「野菜」が最も多く、次いで「果樹」１４％、「米」９％、「茶」８％の順となっています。（グラフ１５）

グラフ　１３

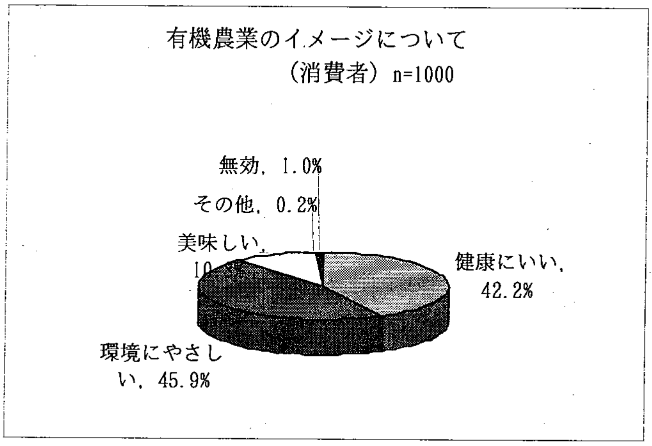

グラフ　１４

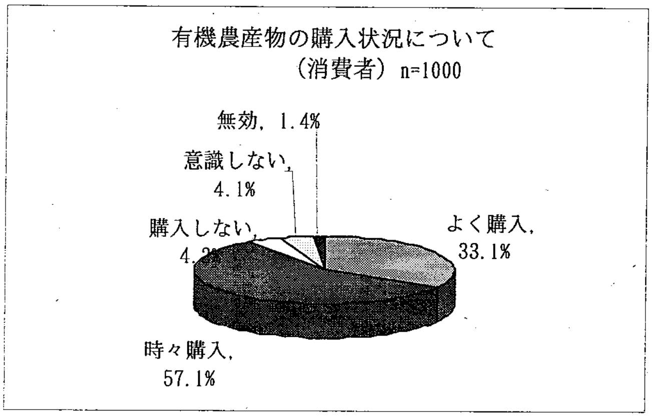

グラフ　１５

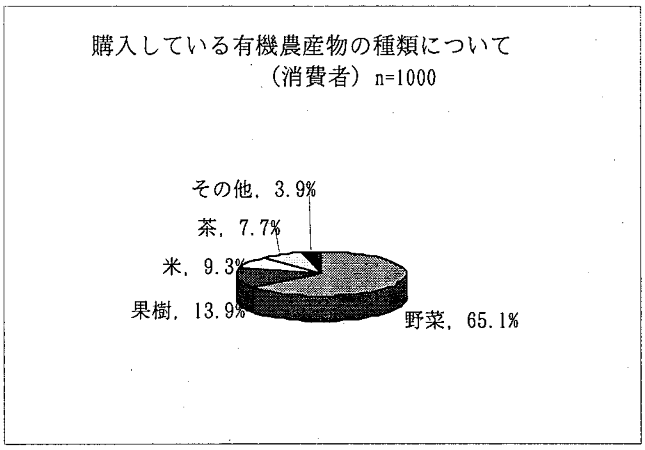

5　有機農業推進に向けた当面の県施策

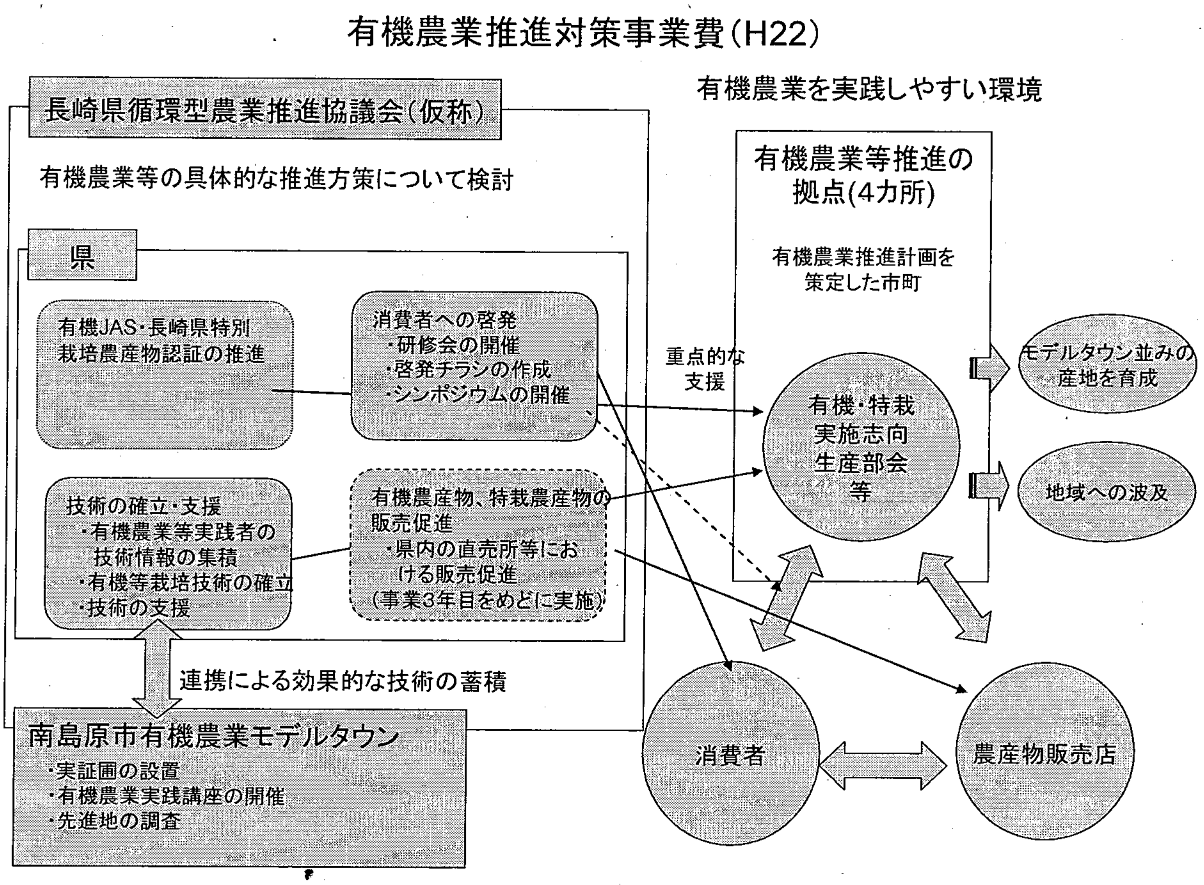

6　有機農産物の日本農林規格

制　　定　平成12年 1月20日農林水産省告示第　59号
一部改正　平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正　平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
最終改正　平成21年 8月27日農林水産省告示第1180号

（目的）
第１条　この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。
（有機農産物の生産の原則）
第２条　有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。
(1)　農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
(2)　採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。
（定義）
第３条　この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用　語	定　　義
有機農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）、農薬（別表２に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
組換えＤＮＡ技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

（生産の方法についての基準）
第４条　有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事　項	基　　準
ほ場又は採取場	１　ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1)　多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前３年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前２年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、２年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあってはは種又は植付け前１年以上）の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2)　転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前１年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。

	2　採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前３年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
ほ場に使用する種子、苗等又は種菌	1　この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は種菌であること。 2　１の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。 3　１及び２に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えＤＮＡ技術を用いて生産されたものでないこと。
ほ場における肥培管理	1　当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表１の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えＤＮＡ技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。 2　前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、たい肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表１の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。 (1)　樹木に由来する資材については、過去３年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。 (2)　樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。 ア　農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。） イ　加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０６号）第４条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） ウ　飼料（有機飼料の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０７号）第４条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） エ　有機畜産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０８号）第４条に規定する生産の方法についての基準に

	従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの (3) (2)アに掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
ほ場における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表２の農薬（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。
一般管理	土壌、植物又はきのこ類に使用禁止資材（古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を除く。）を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の１から３までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 １　この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 ２　過去３年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 ３　別表１の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	１　この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 ２　有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えＤＮＡ技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的　別表２の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０６号）別表２の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的　別表３の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組

	換えＤＮＡ技術を用いて製造されていないものに限る。） ３　放射線照射を行わないこと。 ４　この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項１から３までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

（有機農産物の名称の表示）

第５条　有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

⑴　「有機農産物」
⑵　「有機栽培農産物」
⑶　「有機農産物○○」又は「○○（有機農産物）」
⑷　「有機栽培農産物○○」又は「○○（有機栽培農産物）」
⑸　「有機栽培○○」又は「○○（有機栽培）」
⑹　「有機○○」又は「○○（有機）」
⑺　「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」

（注）「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

２　前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

３　第１項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあっては、同項⑴、⑶、⑹及び⑺の例のいずれかにより記載すること。

別表１

肥料及び土壌改良資材	基　　準
植物及びその残さ由来の資材	
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して１ｋｇ中９０ｍｇ以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して１ｋｇ中９０ｍｇ以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して１ｋｇ中９０ｍｇ以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のｐＨ調整に使用する場合に限ること。

製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えＤＮＡ技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表２

農　薬	基　　準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	

ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	

別表３

調製用等資材	基　　　準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
Ｌ－酒石酸	
Ｌ－酒石酸水素カリウム	
Ｌ－酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシングラス	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウムカリウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から起算して１年を経過した日までに行われる有機農産物の格付について

は、この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格の規定の例によることができる。
3　この告示の公布の日から起算して３年を経過するまでの間は、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第４条の表育苗管理の項基準の欄２中「過去３年以上の間、周辺」とあるのは、「周辺」と読み替えて適用する。
4　第４条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項の基準に適合する種子又は苗等の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項の基準に適合する種子又は苗等以外のもの（組換えＤＮＡ技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。

附　則（平成１８年１０月２７日農林水産省告示第１４６３号）　抄

（施行期日）
1　この告示は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。
（経過措置）
2　この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表１に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第４条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄１に規定するその原材料の生産段階において組換えＤＮＡ技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。
3　新有機農産物規格第４条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して３年を経過するまでの間は、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
4　この告示の公布の日から起算して３年を経過するまでの間は、別表３エチレンの項中「バナナ」とあるのは、「バナナ及びキウイフルーツ」と読み替えるものとする。

附　則（平成２１年８月２７日農林水産省告示第１１８０号）　抄

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第４条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成２３年１２月３１日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

（最終改正の施行期日）
平成２１年８月２７日農林水産省告示第１１８０号については、平成２１年１０月２７日から施行する。